



御嶽山観光ポータルサイト制作業務 仕様書

王滝観光総合事務所

平成28年8月

1 システム構築概要

1.1 システム構築の背景・目的・方針

1.1.1 背景

日本版 DMO としての木曽御嶽観光局（仮称）発足に向け、御嶽山を中心とした観光資源を一元的に管理し、広く一般に情報発信するための観光ポータルサイトの構築（以降「本業務」とする）が必要である。

特に下記の 4 つのポイントに対して適切な対応を行った上で、本業務の遂行を行い、日本人および外国人の誘客のための総合的な観光ポータルサイトの構築を行うことが必要となる。

- 現在の王滝観光総合事務所のウェブサイト (<http://www.ontake.jp/>) および木曽町観光協会のウェブサイト (<http://www.kankou-kiso.com/>) の位置づけについて、適切な調査と議論を行った上で、本業務の遂行を行う。
- 王滝村および木曽町の各事業者に対して、適切な説明を行った上で情報収集を実施し、他言語化について対応が必要な場合は各事業者の要望に合わせて、適切な翻訳を行い、海外発信を行う
- 日本版 DMO としての木曽御嶽観光局（仮称）が将来的な自立・独立を目指すため、観光ポータルサイトとして将来的な収益事業モデルをサポートできるような形でのサイト機能や構成を検討した上で構築を実施する
- 御嶽山を中心とした地域ブランドを国内外に効果的に発信するポータルサイトを構築するとともに、木曽路の日本歴史遺産公式ホームページとの連携を図る。

1.1.2 目的

下記の 5 つのポイントを含めた対応を行った上で本業務を遂行することで、王滝村・木曽町への着地型旅行や滞在をこれまで以上に増加させ、来訪促進・消費喚起を促進することを目的とする。

- 宿泊施設、飲食関連施設、温泉施設、スポーツアクティビティ施設、神社仏閣、その他、観光需要があると思われる施設に置いて、旅行者にとって有益となる細かな情報を適切に収集する（テキスト情報、画像情報）
- 御嶽山を中心とした観光の魅力が伝わるようなデザインを構築し、PC だけでなく、スマートフォンやタブレット端末からでも適切に閲覧できるシステムを構築する。
- 他言語での対応については、適切なガイドラインを作成の上、ガイドラインに沿った他言語化対応を実施する。また機械翻訳での情報発信は認めないものとするため、本業務を請け負う事業者が適切な翻訳者をアサインする事とする。
- 海外への情報発信などについては各 OTA との契約に関する英語での交渉能力など高度なビジネス英語での対応が求められるため、本業務を請け負う事業者が適切な専任担当者をアサインする事とする。
- 運用上不便な部分については、将来的な追加機能や改修を柔軟に行えるような仕組みを構築するため、パッケージシステムでシステムを構築することは望ましくない。

- 本業務の専任担当者は王滝村もしくは木曽町内に居住する事を前提とし、各事業者等と密にコミュニケーションを図り、情報の収集、整理、活用を効率的に行うものとする。

2 提案依頼事項

2.1 提案の依頼範囲

2.1.1 機能要件

システム機能要件として、WEB デザインおよびポータルサイト管理システム機能要件を下記の通りに定義する。

1. WEB デザイン

- (ア) 各コンテンツについて、原則 3 クリック以内（最大でも 5 クリック）以内に目標とする対象にたどり着けるようにサイト設計をおこない、サイトマップおよびページ遷移図を作成すること。
- (イ) ホームページのトップページおよび各コンテンツのアクセシビリティについては考慮すること。
- (ウ) ホームページのトップページについては、1 パターン以上のデザインカンプを作成し提出すること。
- (エ) コンテンツページについては、(ウ) で協議決定されたホームページのトップページのデザインを基に、ホテルおよびオプショナルツアーアー（王滝村、木曽町で参加できるオプショナルツアーアー）のページおよび詳細ページの 2 つについて、デザインカンプを作成するものとする。
- (オ) ホームページ全体のデザインおよび各コンテンツのデザインについて、ワイヤーフレームベースでの検討を行い、コンテンツに応じた適切なデザインを制作できること。スマートフォン、タブレット端末への対応について必須とする。

2. ポータルサイト管理機能

(ア) 旅行代理店管理機能

木曽御嶽観光局（仮称）としてファムツアーやモニターツアーを実施する場合に、国内旅行代理店および海外旅行代理店の担当者の名前や連絡先（メールアドレス、電話番号など）をシステムに登録し、メールマガジンなどの情報発信を行えるようにする。本機能は今後の検討の中で拡張すべき機能となりうるため、柔軟な対応を行える形での実装が必要である。

(イ) 他言語化への対応機能

他言語化への対応として、日本国内だけでなく、海外でもアクセスを容易とするようなサーバ構成が望ましい。また他言語化についてはそれぞれの国のカルチャーに合わせて、独立した表示方法をコントロールできる機能を実装すること。

(ウ) コンテンツ管理機能

木曽御嶽観光局（仮称）として必要なポータルサイトに掲載するコンテンツを魅力的かつ、

使いやすい形で提供できる機能を実装すること。特に何度もコンテンツとして利用される可能性が高い情報はマスター化を行い、情報登録を正確かつ簡便にする仕組みを構築する事。

(エ) その他機能

日本版 DMO としての木曽御嶽観光局（仮称）が将来的な自立・独立を目指すという目的を達成するために必要な機能を、本業務を請け負う事業者が調査・検討した結果を提案書内に含めるものとする。

2.1.2 範囲外の機能要件

「2.2.1 の機能要件」を参考とし、必要であると考えられる機能については、提案依頼範囲を超えて独自の追加提案を行ってもよい。その場合は提案内容、メリット・デメリット、費用についてわかりやすく説明すること。ただし、下記の要件はシステムの機能とは関係ないが、必ず業務として対応するものとし、提案書の中に含めるものとする。

(ア) 翻訳について

他言語化については、王滝村および木曽町の関連事業者の意向を個別にヒアリングし、情報の露出や OTA との契約などを含めた「事業者が安心して海外旅行者を受け入れられるような環境」を整備することも本業務に含め、本業務を請け負う事業者は王滝村・木曽町に担当者を派遣し対応すること。また自動翻訳機能ではなく、翻訳については適切な担当者を配置し、高品質な翻訳を実現できることにする。

(イ) ポータルサイトのコンテンツについて

木曽御嶽観光局（仮称）として必要なポータルサイトに掲載するコンテンツについては、現在の王滝村・王滝観光総合事務所のウェブサイト (<http://www.ontake.jp/>) および木曽町観光協会のウェブサイト (<http://www.kankou-kiso.com/>) において足りない要素である、下記の要素について適切な情報収集を行う必要がある。また下記以外にも足りない要素が存在しているため、その内容については本業務を請け負う事業者が調査・検討し結果を提案書に含めるものとする。

- ✓ 宿泊施設
- ✓ 飲食関連施設
- ✓ 温泉施設
- ✓ スポーツアクティビティ施設
- ✓ 神社仏閣
- ✓ その他、観光需要があると思われる施設

2.1.3 作業スケジュール

リニューアル業務については下記の公開日を基準に契約後、協議してスケジュールを作成することとする。また、王滝村・王滝観光総合事務所で必要な作業について、適宜コンサルティングサポートをするものとする。

| | |
|------------------|----------------------------|
| 公募案内の公表（ホームページ） | 平成28年8月17日（水曜日） |
| プロポーザル参加届提出期限 | 平成28年8月23日（火曜日） |
| 質問受付期間 | 平成28年8月17日（水曜日）～同月25日（木曜日） |
| 質問回答（メールにて） | 平成28年8月26日（金曜日） |
| 企画提案書提出期限 | 平成28年9月2日（金曜日） |
| 審査委員会（プレゼンテーション） | 平成28年9月8日（木曜日）予定 |
| 受託候補者の決定（審査結果通知） | 平成28年9月9日（木曜日）予定 |
| 契約 | 平成28年9月9日（金曜日）から3日以内予定 |
| ホームページ公開予定日 | 平成29年4月1日予定 |

3 非機能要件

3.1 プロジェクト体制

本業務の遂行にあたって参加する要員の立場や権限・責任範囲、人数を明記すること。要員として別会社に再委託する場合や個人事業主が含まれる場合はそのすべてを明記すること。また、再委託先の管理などについては責任をもって実施し、再委託先の落ち度によって王滝村・王滝観光総合事務所が損害を被った場合は、その全ての責任は本業務を受注した業者側にあるものとする。

3.2 導入支援

3.2.1 システム利用サポート

成果物の納入後、運用担当者がシステムの利用方法の習得を開始するにあたって提供可能なサポート、サービス、支援体制等があれば明記すること。

3.2.1.1 運用マニュアルの作成

納品物として、管理画面を始めとした運用マニュアルを仕様書・設計書と別に納品可能であれば成果物の概要を記載すること。

3.2.1.2 教育訓練の実施

運用担当者に対して教育訓練などの実施が可能であればそのスケジュールなどを含めて提案すること。

3.3 保守条件

システム運用監視後の保守運用業務においてサービスが提供可能であれば提案すること。

3.3.1 瑕疵担保

瑕疵担保期間は1年以上あることが望ましい。

3.3.2 システム監視・監視支援

システムの正常動作を監視し、障害時に対処するようなサービスを提供可能であれば提案すること。

3.3.2.1 監視体制

サービスの運用を監視する体制があれば以下の点を明記した上で提案すること。

- 監視項目
 - 運用環境障害監視
 - プロセス監視
 - アプリケーション監視
- 監視体制
- 監視時間
- 監視方法（利用するソフトウェア等）
- 監視実績

3.3.2.2 障害対応手順

前項で実施する監視にて、実際に障害が発生した際の対応手順及びSLAを明記すること。

3.3.3 システム管理・管理支援

以下のような管理業務を提供可能なサービスがあれば費用と共に提案すること。

- OS・ディストリビューションパッケージの更新
- カーネルの更新
- 関連ライブラリの更新
- HW故障時のサポート
- ミドルウェア（DBサーバ、メールサーバ、等）の設定・管理
- 運用状況に関するレポート
- ソースコードの管理方法（バージョン管理）
- 個人情報の管理を行う為のユーザログトラッキング
- その他、運用に関する改善提案、コンサルティング